

第 3 次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定について

1. 計画の位置付け

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく基本計画
- ・国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本方針」に即し、かつ埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」を勘案
- ・「第 4 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（平成 31 年 3 月）の目標Ⅶ「女性に対する暴力のないまちづくり」の施策の方向として示された「ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援」に関する総合的な体系を示す

2. 計画の対象とする暴力

- ・DV防止法第 1 条に規定する配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）からの暴力及び平成 25 年の法改正により法の適用対象となった「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力
- ・暴力は身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力を含む

3. 計画の期間

- ・令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間
- ・「第 4 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」に計画期間を合わせる
- ・計画期間中においても、DV防止法の改正や基本的方針の見直し、社会情勢の変化が生じた際は、必要に応じて見直しを実施

4. 計画の目標と体系

- ・ 目標：「配偶者からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」
- ・ 体系：5つの基本目標、18の施策の方向とする。

基本目標	施策の方向
I 人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進	1 市民への意識啓発
	2 学校等における人権教育の推進
	3 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の拡充
II 被害者の早期発見と相談体制の充実	1 早期発見・通報体制の整備・充実
	2 配偶者暴力相談支援センター機能の充実
	3 相談体制の強化と周知
	4 外国人・障害者・高齢者等の多様な被害者への配慮
III 被害者の保護と自立支援の充実	1 安全な保護体制の整備・拡充
	2 被害者及びその関係者に係る情報の保護
	3 自立を支援する各種制度の周知と充実
	4 心身の健康回復への充実
IV 子どもの安全確保及び必要な支援の充実	1 保育・就学支援
	2 子どもの心のケア
	3 児童虐待の早期発見・通報体制の充実
V 関係機関等との連携協力	1 関係機関・民間団体との連携協力体制の強化
	2 職務関係者による配慮
	3 調査研究の推進
	4 苦情の適切かつ迅速な処理

- ・ 本計画は、さいたま市男女共同参画推進協議会からの答申書(令和2年3月)を最大限尊重する。
- ・ 計画の目標や基本目標は現行計画から引き継ぐ。

5. 計画の推進

- ・ この計画の推進にあたっては、関係する部局がそれぞれ協力しながら取り組む。
- ・ 各施策の実施状況は毎年度把握し公表
- ・ 計画の見直しについては、取組みの進捗状況や社会情勢の変化、市民の意向や他の計画の状況等を勘案しながら、必要に応じて検討を実施

6. 計画策定スケジュール

年	月	男女共同参画推進協議会	事務局	庁内関係等
2	4		計画概要(案)作成	
	5	第76回 R2年度第1回 「次期計画の策定について」 ・計画概要への意見	計画概要 提示・説明	事業調査(庁内)
	6		協議会意見、事業調査(庁内)を踏まえ、 計画素案作成	
	7		計画素案作成	計画素案確認(庁内)
	8	第78回 R2年度第3回 「次期計画の素案について」 ・計画素案への意見	計画素案 提示・説明	男女共同参画推進本部会議 「素案について」
	9			素案 議会報告
	10		パブリック・コメント 実施(10月~11月) (素案への意見募集)	
	11		パブリック・コメント 協議会意見を踏まえ、 計画案作成	
	12		計画案作成	計画案確認(庁内)
	3	1	第79回 R2年度第4回 「次期計画案について」	計画案 提示・説明
2				男女共同参画推進本部会議 「計画案」について
3		<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」公表 ・パブリック・コメント結果公表 		

